

令和 6 年度 白馬村第 6 次総合計画・総合戦略策定に係る基礎調査業務 仕様書

1. 業務の名称

令和 6 年度 白馬村第 6 次総合計画・総合戦略策定に係る基礎調査業務

2. 業務の目的

白馬村では、平成 28 年度から 10 年間のまちづくりの方向性を示した「白馬村第 5 次総合計画」に基づき、目指す将来像を実現するために各種施策を実施しているが、「白馬村第 5 次総合計画」の計画期間が令和 7 年度で終了となる。

現計画の成果や課題を踏まえ、今後 10 年間の新たなまちづくりの指針として、「白馬村第 6 次総合計画基本構想」(計画期間:令和 8 年度～令和 17 年度)及び前期基本計画(計画期間:令和 8 年度から令和 12 年度)を策定し、住む人にとっても訪れる人にとっても魅力ある白馬村の将来像を描く必要がある。

そこで、令和 6 年度において計画策定に向けた調査や情報収集、課題整理等を行い、令和 7 年度の本格的な検討に向けた素地を整えることを目的として、基礎調査業務を実施する。

なお、自治基本条例の制定についても併せて検討することを踏まえて業務を実施する。

3. 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4. 業務内容

主な業務内容は以下に示すが、詳細は発注者と受注者との協議により決定する。

(1) 計画策定方針の調整

- ・ 基本的な方針、手順及びスケジュール等に関する協議・明確化

(2) 基礎調査の実施

- ・ 社会経済動向の調査・分析
- ・ 国・県等の関係機関の動向の整理・分析
- ・ 白馬村の課題整理(各種統計数値の把握・グラフ化等)
- ・ 住民アンケート調査・分析(調査項目・手法等の検討を含む)
- ・ その他、必要な情報の収集・分析

(3) 住民及び関係団体等からの意見聴取に係る支援

- ・ 住民や関係者との対話の機会の設定・運営支援

(4) 記録の作成

- ・ 打合せや各種調査・分析等の記録作成

(5) その他

- ・ 受注者の独自提案事項(発注者との協議による)

5. 成果品

成果品は以下に示すものとし、PDF ファイル及び編集可能な形式(Word/Excel/PowerPoint 等)の両方を提出する。

	提出物	提出期限
1	打合せ記録	随時
2	基礎調査結果報告書	業務完了時
3	業務報告書	業務完了時

6. 留意事項

- ・ 本業務の実施にあたっては、本仕様書及び関係法令等を遵守して行うものとする。
- ・ 受注者は、本業務の内容に精通した主任担当者を配置し、本業務を計画、指揮するものとし、作業計画等に基づき適正な工程管理を行い、作業の進捗状況を報告するとともに工程に変更が生じた場合には速やかに発注者へ報告するものとする。
- ・ 受注者は、契約締結後、業務の着手及び完了にあたって次に掲げる書類を発注者に提出するものとする。
 - ① 着手届
 - ② 工程表
 - ③ 業務責任者及び主任担当者通知書
 - ④ 業務体制表
 - ⑤ その他発注者が必要と認める書類
- ・ 本業務の実施にあたり業務上知り得た秘密、情報を無断で漏らしてはならない。
- ・ 受注者は、本業務の実施中に自らの責任において生じた事故及び損害について、一切の責任を負うものとし、その状況について発注者へ速やかに報告しなければならない。
- ・ 本業務完了後、不良な箇所が発見された場合は、受注者の責任と負担において直ちに訂正補充等の処置を行うものとする。
- ・ 本業務における成果品についてはすべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承認を受けずに複製や他に公表・貸与してはならない。
- ・ 受注者は、業務完了時において成果品の検査を受けるものとし、検査で補正を指示された場合は、速やかに対応するものとする。
- ・ 受注者は、業務の実施に必要な資料の借用を発注者へ申し入れることができるものとする。なお、発注者が貸与した資料は、受注者の責任において管理し、取扱いには十分注意するとともに、業務完了後、速やかに返却するものとする。
- ・ 業務において文献及び参考資料を引用した場合は、その文献及び参考資料の名称を明記するものとする。
- ・ 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項がある場合は、発注者と受注者において速やかに協議を行い、受注者はその指示に従って誠実に業務を行うものとする。